

寒川町職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第39号

寒川町職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年寒川町規則第5号）の一部を次のように改正する。

第15条に次のただし書を加える。

ただし、第1号及び第3号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあっては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあっては、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に替えることができる。

第18条中「非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある」を削る。

第19条の見出し中「請求手続等」を「請求、第2項申出及び第3項変更の手続」に改め、同条第1項本文中「請求」の次に「、育児休業法第19条第2項の規定による申出（第3項において「第2項申出」という。）及び同条第3項の規定による当該申出の内容の変更（第3項において「第3項変更」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 任命権者は、第2項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第3項変更をしなければ条例第21条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。